

# 公益財団法人 公益法人協会 第68回(通常)理事会議事録

1 開催された日時 令和4年6月9日(木) 14時～16時05分

2 開催された場所 仏教伝道センター 7階「見」

3 理事総数及び定足数

総数 15名、定足数 8名

4 出席理事数 14名

(会場出席) 片山正夫、鈴木勝治、清水肇子、時枝(雨宮)孝子(以下「雨宮理事長」)、  
長沼良行、橋本大二郎

(オンライン出席) 太田達男、岸本幸子、高宮洋一、田中 皓、早瀬 昇、蓑 康久、  
山岡義典、渡邊 肇

(欠 席) 浦上節子

(監事出席) 谷村 啓 (会場出席)、中田ちず子、平川純子 (オンライン出席)

5 議 題

決議及び承認事項

第1号議案「2021年度事業報告及び附属明細書の承認」の件

第2号議案「『2021年度計算書類(貸借対照表及び正味財産増減計算書)及び附属明細書並びに  
財産目録』『同 民間公益活動推進基金 明細書』の承認」の件

第3号議案「『役員等候補選出委員会へ提出する理事及び評議員候補者名簿』の承認」の件

第4号議案「『公益通報者保護に関する規程』『コンプライアンス規程』『就業規則』及び  
『準職員就業規則』の改定」の件

報告事項

① 学校法人ガバナンス改革の動向

② 新しい資本主義実現会議の動向

③ 創立50周年記念事業の状況

④ 2022年度入退会の状況

⑤ その他職務執行報告

6 議事の経過及びその結果

(1) 定足数の確認等

冒頭で長沼理事・総務部長より、オンラインでの出席を含めて理事総数15名中14名が出席、  
1名は欠席であること、したがって開催要件の定足数たる過半数8名以上の出席を充足し  
ていることを確認した。また、オンラインミーティングツール (Zoom) により、オンライ  
ン出席者とは互いに音声が届くこと、適時的確な意見表明が互いにできることが  
確認され、同理事から本会議の議事進行について説明があった。

(2) 議案の審議状況及び議決結果等

定款に基づき雨宮理事長が議長となり、本会議の成立を宣した。

議事録署名人は定款第52条の規定に基づき、雨宮理事長、鈴木副理事長、谷村監事、中田監事及び平川監事とし、議案の審議に移った。

#### ○決議及び承認事項

第1号議案「2021年度事業報告及び附属明細書の承認」の件(承認事項)

第2号議案「『2021年度計算書類（貸借対照表及び正味財産増減計算書）及び附属明細書並びに財産目録』『同 民間公益活動推進基金 明細書』の承認」の件(承認事項)

定時評議員会へ提出する原案を審議する、第1号議案、第2号議案の説明が続けて行われた。初めに雨宮理事長より第1号議案について、次のとおり事業報告の説明があった。

#### 〔事業報告〕

2021年度事業計画における基本方針は以下の6点であった。

- (1) 中期経営計画「3ヶ年Kプラン」（2019～2021年度）の最終年度とし、未達成の事業について明確な方法を以て達成すると同時に、必要に応じ方針の再検討等を柔軟に行う。
- (2) 「新公益法人制度施行10周年記念シンポジウム」で採択された大会宣言（財務三基準関連の是正を含めた3項目の政策提言）の実現を引き続き最重要課題として位置付ける。また、大会宣言実現の前提として要請されている公益法人界全体としてのガバナンスの向上に関する諸活動に努める。
- (3) 新組織体制のもと、各所管部が持つノウハウを活かし、当協会の活性化、収益力の強化、経営の安定化等に鋭意注力する。また、役職員全員がIT技術に習熟し、コロナ禍においても会員その他のステークホルダーとの積極的な意思疎通をはかる。
- (4) 公益法人セクター唯一の中間組織であることの自覚と誇りを持ち、会員の利益につながる諸施策、政策提言を引き続き実行する。またそのための調査活動、シンクタンクの機能を強化する。特にESG投資の動向について十分留意する。
- (5) 政府の働き方改革等の動きにも対応し、充実した生活を送れる職場づくり、ハラスメントのない明るい仕事場づくりに注力する一方、職員は収益力の強化が前提であることを意識し業務に精励する。
- (6) 2022年10月の当協会創立50周年に向け、①50周年記念事業の準備、②寄附金募集事業の実施をすすめる。

上記の基本方針に沿い各事業を実施した。前年度に引き続きコロナの影響が大きく、いかに事業活動を維持、対応していくかが課題となったが、事業活動、法人管理両面においてWEB会議ツール等のITシステムの一層の活用により、事業展開にバリエーションがもたらされ、オンライン化が定着した感がある。

各事業の実施の詳細は以下のとおりである。

#### (1) 公益目的事業1（普及啓発事業）

- ・出版事業は、『公益法人・一般法人の会計実務（第2版）』を8年ぶりに改訂し発行した。また、『公益法人・一般法人の運営実務』の改訂作業を進めた。
- ・WEB事業では、当協会が利用しているウェブサイトサーバーの環境変化に対応し、

当協会のウェブサイトデザインを一新。各事業活動の情報発信を行うと共に、公益法人をめぐる政府等の動向、法人運営において必要とされる情報の配信に努めた。また、メール通信は計14回配信。コラムを理事等に執筆いただき高評価を得た。

・国内連携事業では、公益法人等16団体で構成する「公益法人に関するNGO連絡会」（9月29日）に出席し、公益法人をめぐる最近の動向について、情報提供を行った。海外連携事業では、日・中・韓で年次開催している「東アジア市民社会フォーラム」の第12回が中国国際民間組織協力会（CANGO）主催でオンライン開催された（11月5日）。テーマは「ソーシャルワークにおける市民社会参画の政策とその実践」であった。

・メディア対策として「公益法人マスコミ懇談会2021」を開催（10月7日、仏教伝道センター）。マスコミ3社が出席。公益法人をめぐる最近の動向をテーマに、内閣府ガバナンス有識者会議のその後、会計研究会ヒアリングでの当協会意見等について意見交換を行った。

## (2) 公益目的事業2（支援・能力開発事業）

・相談事業では、新型コロナウイルス感染症の感染防止の観点から、前年度に引き続き電話相談を基本として法人からの相談に対応した。相談内容としては、コロナ禍における機関運営や公益法人の財務基準に関するものが多く、このほかに変更認定申請の可否を問うもの、解散・合併等に関する相談も寄せられた。また、内閣府相談会を受託し、延べ計245法人の参加を得た。

・セミナー事業では、公益法人、一般法人および社会福祉法人を対象とする会計セミナーを柱とし、制度運営、人事労務、税務等のセミナーを企画した。会場型は密を避けるため定員を大幅に減らして募集を行わざるを得ず集客面で苦戦を強いられたため、それをカバーすべくオンデマンドセミナーの取り組みを本格化した。

・機関誌事業は、改正一般法人法の具体的内容、制度及び実務上の変更箇所を解説した。個別特集としては、補償契約とD&O保険、電子署名制度のほか、ESG投資研究会の設置に伴い毎回の報告について連載した。

・共同サイト事業では、新規7件、中止16件、利用法人数は471件であった。

## (3) 公益目的事業3（調査研究・提言事業）

・民間法制・税制調査会（当協会、（公財）さわやか福祉財団、（公財）助成財団センター主催）では、日本における中小会社の会計、ワーカーズコレクティブや合同会社の制度、学校法人ガバナンス改革の動向調査等について検討を行った。

・非営利法人関連の判例等研究会は、一般法人法、公益認定法を巡る訴訟や法人の事業運営に関連する各種の行政庁対応を調査することを目的とし、当年度は補償契約や役員賠償責任保険等をテーマとし3回開催した。

・「新しい公益信託の活用に向けた勉強会」では、公益信託法の見直しに関する要綱案の理解促進を目的とし、9回の会合を開いた。

・「公益法人ESG投資研究会」は、国内外においてESGの観点で投資判断を行うESG投資が活発化している現状をふまえ、公益法人に対するESG投資の理解促進及びESGに配慮した運用機会・商品の提供を行うことを目的に発足した。研究者・実務家・金融関係者

から構成。4回の会合のほか、10月15日には特別講演会「公益法人とESG投資」をオンラインを併用して開催し100名が参加した。

- ・提言活動では、内閣府「公益法人の会計に関する研究会」ヒアリングへの対応、令和4年度税制改正要望、学校法人ガバナンス改革への対応などについて、政府・与野党に対して意見表明した。

#### (4) 法人管理

- ・入会30件に対して退会27件となり、期末会員数は1,409件であった。退会数の抑制につとめ、3年ぶりの純増となった。
- ・会員向け新春特別講演会（無料）は、緊急事態宣言に鑑み、会場からのライブ配信によるオンライン開催となった（1月25日）。講師は（国立研究開発法人）海洋研究開発機構・河宮未知生環境変動予測研究センター長。テーマは、『気候変動予測の現状と今後の展望』。参加者100名。
- ・「役員賠償責任保険団体制度」及び「個人情報漏えい保険制度」は、設置当初より会員向け福利厚生の一環として実施していたが、法人運営への懸念なき取り組み、安定的な役員等の確保に努力することは公益の促進に資するものであることから公益目的事業として2021年3月に変更認定申請を行い、6月に変更認定を受けた。
- ・当年度は163万円の赤字予算であったが、コロナ禍における事業実施形態の多様化や経費削減の取り組みなどにより、最終的には272万円の黒字となった。引き続き会員増強やコロナ禍・コロナ後における新常态を見据え新たな事業展開の工夫を継続したい。
- ・2022年10月の創立50周年記念事業に係る募金は、当年度末に団体・個人から計1,030万円のご寄付をいただき、目標金額を達成した。

#### [計算書類等]

続いて、長沼理事・総務部長より第2号議案について次のとおり説明があった。

まず、貸借対照表についてであるが、当年度は特に新しい資産の購入はしておらず、リース契約は複合コピー機2台を1台にして更新した。前年度と比べると資産合計で1,130万円ほど増加したが、これは、新刊の未収金と発行に伴う貯蔵品額の増加、特定資産として計上した50周年募金に因るものである。資産の内容を見ると、負債が前年とほぼ同額である一方、正味財産は前年度比1,080万円増であった。これは、指定正味財産における50周年募金と、一般正味財産における当年度に確保した利益、当期経常増減額によるものである。

次に、正味財産増減計算書であるが、経常収益2億570万円に対して経常費用2億290万円であり、当期経常増減額は270万円のプラスであった。経常収益については、受取会費の微増、『会計実務(第二版)』の出版、セミナー事業収益が貢献したほか、内閣府受託相談会の受託料、調査研究の業務委託費のほか、一般寄附金の340万円も作用している。

経常費用については、経理補助要員の採用見合わせ、出勤日数調整による役員報酬減額や職員賞与減額の一方、準職員を1名増員したことから人件費が180万円のプラスとなった。また、セミナーの開催控え、訪米調査ミッションの中止等により、旅費交通費、印刷製本費、諸謝金、会場費などが減少したが、当協会が利用しているOCNの基盤システムのバージョ

ンアップに伴い、Webサイトの改修を余儀なくされたため「コンピュータシステム関係費」として予算計上外で計500万ほどが発生したものの、結果として物件費は290万のマイナスとなった。

以上の結果、収益計では、予算比マイナス1,680万円、前年度比プラス320万円、費用計では、予算比マイナス2,110万円、前年度比マイナス110万円となり、経常増減額は270万円のプラスで、予算比・前年度比ともプラス430万となった。これは、多額の一般寄附と各種経費節減の結果と考える。

正味財産増減計算書内訳表であるが、公益目的事業ごとの経常増減額は、公益目的事業1、2、3いずれもマイナス、公益全体で見てもマイナスであり、収支相償はクリアしている。公益目的事業比率は約83%である。遊休財産は3,750万円ほどで、当協会の1年分の公益目的事業費に照らし保有上限額をクリアしている。

また、2018年11月、行政庁の確認証明を取り付けて設置した「民間公益活動推進基金」は、現物寄附によりその年度どれだけ基金を積み立てたか、監事監査及び理事会承認を経て行政庁に報告するものであるが、当年度についても残念ながら寄附がなかった、との説明があった。

議案説明の後、中田監事より監査方法の概要及び監査意見として、事業報告は法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めること、理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実認められないこと、また、計算書類及び附属明細書並びに財産目録は、法人の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に示しているものと認める旨の監査報告があった。

審議の結果、原案どおり出席理事全員一致で可決した。

### 第3号議案「役員等候補選出委員会へ提出する『理事及び評議員候補者名簿』の承認」の件 (承認事項)

雨宮理事長より、理事、監事及び評議員の現況とともに、改選期に当たり評議員会会長より候補者名簿提出の依頼があったため、再任(理事2名、評議員2名)及び新たな就任候補者(理事2名、評議員1名)について、その選出理由、氏名、略歴、当協会との関係等の紹介があり、異議なければ候補者名簿として同選出委員会に提出する旨の議案説明があった。

第3号議案について、次の質疑応答があった。

(養理事) 些末なことだが、6月2日で(公財)住友財団の常務理事を退任しているので、書類の肩書きは確認をよろしくお願ひしたい。

(雨宮理事長) 了解した。公益法人協会の理事としての任期は今月28日に開催する定時評議員会終結の時までであるのでよろしくお願ひしたい。

審議の結果、第3号議案を原案どおり出席理事全員一致で可決した。

### 第4号議案「『公益通報者保護に関する規程』『コンプライアンス規程』『就業規則』及び『準職員就業規則』の改定」の件(決議事項)

鈴木副理事長より、規程類の改定について議案説明があった。説明によると、まず、公益

通報者保護に関する規程」はこの6月1日に施行される改正公益通報者保護法を受け、平成21年の制定後、初めての改定となる。従業員300名以下の事業者は努力義務であるが、コンプライアンスの効いた法人運営のためには重要と判断し、改定する。

また、4月1日以降、改正労働施策総合推進法により中小企業事業主にも義務化された①「職場のパワーハラスメントの禁止」とともに②「セクシャルハラスメントの禁止」、③「妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメントの禁止」などのハラスメント行為防止の観点から、「コンプライアンス規程」を改定して各種ハラスメント防止措置に対処する相談窓口については総務部長とする旨を明確化するとともに、「就業規則」「準職員就業規則」において、③に関する規定に一部不足があったのでそれを補った。以上であった。

第4号議案について、次の質疑応答があった。

(清水理事) 『公益通報者保護に関する規程』第2条(対象者)について、公益法人協会では「職員」という括りと「準職員」という括りを合わせて「従業員」という考え方で設定されているのか。また、『就業規則』では「契約社員」ではなく「契約職員」という形になっているので、ここは「契約社員」ではなく「契約職員」の方が良いのではないかと思う。また、全体として「職員」と言った場合、所謂プロパーを想定されているのかと思うが、現在、契約社員、パート等どのような働き方であったとしてもできる限り社員と対等に、同じ形としての権利をとという方向性があるので、呼称について何らかの統一がなされるのが良いのではないかと思う。また、蛇足だが、『公益通報者保護に関する規程』について、公益法人協会ホームページの当該情報にアクセスできなかったが、なぜか。

(鈴木副理事長) 理事会前であったのでその旨のクレジットを入れていたと思うが念には念を入れたのかも知れない。呼称については概念の相対性があり、規程ごとに使い分けている。基になっている法律は各省庁で作っており日本全体で統一されているものではないので、基になる法律を受けている場合は法律の使い方に従っている。ただおっしゃるような動向にあるとすれば、統一について考えてみたいと思う。また、ホームページはデータの入替え作業中と聞いている。

(清水理事) 公益法人協会としてのお考えで進めていただくことでよいと思う。ただ、契約社員だとほかの規則と合わず、契約社員とは誰かという前提がないので検討が必要だと思う。

(雨宮理事長) ご指摘に感謝する。逆にできるだけ国の方も変えてほしいと思う。国の規定の仕方をもう一度確認しながら検討したい。

審議の結果、原案どおり出席理事全員一致で可決した。

## ○ 報告事項

以下①～⑤の項目につき、担当理事より報告があった。

- ① 学校法人ガバナンス改革の動向
- ② 新しい資本主義実現会議の動向
- ③ 創立50周年記念事業の状況
- ④ 2022年度入退会の状況

## ⑤ その他職務執行報告

### ① 学校法人ガバナンス改革の動向（鈴木副理事長）

文部科学省では大学設置・学校法人審議会内の学校法人制度改革特別委員会の検討を経て、3月29日に報告書「学校法人制度改革の具体的方策について」をとりまとめ、4月4日から5月3日まで、「私立学校法改正法案骨子案」に関する意見募集（パブリックコメント）を実施した。当協会では学校法人制度改革は、公益法人他の非営利法人制度全体に影響を及ぼす可能性があることから、法制・コンプライアンス委員会、民間法制税制調査会に案文を諮り、5月2日、文部科学省の同意見募集に対して以下の意見を提出した。すなわち学校法人の機関設計のあり方について、「執行と監視・監督の役割の明確化・分離」という改革理念を継承しつつ、円滑な業務執行や幅広いステークホルダーの意見の反映、法令や社会的規範から逸脱した業務執行の防止・是正を目指すという基本スタンスには賛成であるが、法人の規模や特性等を考慮せず法的規律を一律適用し各種の問題が発生した公益法人制度改革の失敗例を活かし、学校法人における理事会と評議員会の意思決定権限、評議員会のチェック機能、評議員の選任と評議員会の構成等の適切化等の各ポイントにおいて、さらに十分に検討されたほうが良い旨を申し述べた。これに対し5月20日に文科省の考え方が公表されたが、特に、実務的に対応できない、理論的に問題である点について明確な答申が出ておらず何とも評価ができない。今後の立法の動向を注視したい。その意味ではパブリックコメントはやったが実際のところは議論含みかと思われ、当初、「私学法改正案」は通常国会へ提出を予定していたが見送られ少なくとも1年は延期になったと各紙で報道された。このような中、日本NPO学会の研究大会（6月11日・12日）の1セッションとして「財団法人等の評議員会の役割をめぐって」というテーマを設け、パネルディスカッションを行うこととなった。当協会顧問の岡本先生がモデレーターとなり、東京大学大学院教育学研究科の両角教授、同大学院法学政治学研究科の溜箭教授のほか、実務家として鈴木が登壇予定であるので、ご関心のある方は申し込みを検討されたいとのことであった。

### ② 新しい資本主義実現会議の動向（鈴木副理事長）

「成長と分配の好循環」と「コロナ後の新しい社会の開拓」をコンセプトとした新しい資本主義を実現していくため、岸田内閣の肝いりで新しい資本主義実現本部が設置され、その具体化を進めるため新しい資本主義実現会議が開催されている。その第6回（4月28日）において、「民間による公的役割」が議題として取り上げられた。当日の資料が公表されているが、私どもに関係する意見は経団連の十倉委員から出された資料がある（資料8）。その内容は、財務三基準の見直しや変更認定申請の柔軟化・迅速化等を求めるものであり、まさに我々が「新公益法人制度施行10周年記念シンポジウム」で採択した大会宣言に通じるものであり、「公益認定法の趣旨に立ち返り、公益の増進及び活力ある社会の実現に資する制度改革になることを望む」との発言は、私どもの要望を全て言っていたと感じる。経団連からどのようなことを言ったらよいか事前に相談があり我々の入れ知恵があったことも事実だが、経団連の発言は非常に大きい。これに対し、同日岸田総理

が「これまで、社会的課題の解決は官が担ってきたが、社会的課題の解決と経済成長の二兎を追う起業家が増えてきている実感がある。(中略)新たな官民連携の形として、資金調達面・公共調達面など全面的に支援するとともに、新たな法制度の必要性の有無について検討を開始する。また、財団や社団といった既存の法人形態の改革も検討したい」と発言したが、今までで初めて官が踏み込んだ表現になっており非常に嬉しく思った。しかしながら、5月31日のとりまとめ会議において、「民間で公的役割を担う新たな法人形態・既存の法人形態の改革の検討」「寄附文化やベンチャー・フィランソロフィーの促進など社会的起業家への支援強化」が検討されたが、資料によれば「民間にとっての利便性向上の観点から、財団・社団等の既存の法人形態の改革も検討する」とある。十倉委員は「利便性の向上」は言うておらず、現在の公益財団・社団の問題であり(収支相償、遊休財産規制等)、手続きがどうこうとは言っていない。これには半分以上氣勢をそがれるような部分であった。この後の骨太の方針でも同様の説明である。なぜ手続き面に縮小してしまったのかということについて、推測であるが、十倉委員の発言について、内閣府から経団連にヒアリングがあり、その後内閣府で持ち帰り検討したところ「運用でカバーできる」との話になったようである。折角改革をやろうとしているのに手続き面や運用の問題であるということだと戻つぼみになってしまうので、私どもからもう一度最終答申の前にきちんと発言してくれないかをお願いしたが、経団連の方では新しい資本主義、骨太の方針の原案を入手しておりこれに尽きるのではとの回答であり、十倉委員のペーパーどおりにならなかったというのが実態である。その後、6月7日の閣議でほぼ同じ内容で決定されているので、政府の正式な方針という形になるかと思う。しかしながらこのことが骨太の方針、新しい資本主義の検討の中に盛り込まれたということは非常に意義があり、とっかかりだと思うので頑張ってみたい。6月6日に内閣府の事務局長が来会し、公益法人の実態がどうか、どういう風に困っているのかデータをくださいということがあり正直愕然とした。しかしながら、現実問題として内閣府を通じてデータを念のためにでも出すことによって改正に結びつけられたらよいと考えている。以上であった。

本報告について、次の質疑応答があった。

(橋本理事) 新しい資本主義会議の中にこのような議論があるのを全く知らなかった。これは非常に重要な流れ、ポイントであると思う。新しい云々で思い出すのは2009年の民主党政権の時に鳩山内閣で新しい公共ということを書いており全く主旨としては同じ、同じような雰囲気の流れであろう。岸田総理はやや物の考え方が似ているところがある方なのかと思う。十倉氏が名前を挙げられた渋沢健氏は十数年来、社会起業家セミナーを手がけており積み重ねは同じだと思う。自分の経験で言えば、地方分権に取り組んだときに、国から何が困っているのか言えと言われ、知事会や市長会でそれぞれ分科会を作り福祉や教育で困っていることを100くらい挙げると3つくらいというのが向こうの手である。何を今さらこの野郎と思うのは当然だが、それをこの野郎と思わずに折角の機会なのでと真剣に何十でも何百でも困っていることを挙げていかれたらどうか。みな結果として収支相償にしなきゃいけないのでその形を作っているから作り上げた段階では別に困っていないが、そういう縛りが

無ければこういう使い方をし、新しい資本主義の民間が公共の役割を担ってやっていく分野はこんなにあるんですよ、と。それができないで結果としてあがった数字だけが報告されているということをより具体的にしごとくいっていけば閣議決定でポツ1でも進めばそれは大きなことだと思うので、粘り強く取り組んでいかれたらどうか。傘下法人の方々に具体的に困っていることをこの機会に挙げていただく。マスコミ懇話会でもこのことに絞って臨時にでも開いてみることも必要ではないか。

(太田理事) 新しい資本主義の実現会議の提言、あるいはそれを反映した骨太の方針が、これからどこまで発展していくのか、具体的に作業が進められていくのかよく分からないが、いずれにしても公益法人協会としては大変重要なテーマを突き付けられていると感じる。我が国の非営利法制は非常に複雑怪奇であり、最近では労働者協同組合のような中間法人だが公益的な法人も出てきている。また元々株式会社法も2002年かの大改正で、毎年剰余金を配当しない、残余財産を株主に分配しない、そのいずれかを定款で決めることができるという画期的な改正が行われた。そのような中でさらに米国のPBI、英国のCICの存在はだいぶ前から研究してきている。非営利組織、あるいは社会に貢献する団体の再構築を見据えて、公益法人協会が軸になって取り組んでいただきたい。他の非営利組織、例えば特定非営利活動法人、学校法人、社会福祉法人など様々に非営利法人の類型はあるが、折角の機会ではあるし、実力や今までの実績があるのは公益法人協会なので、ぜひこの問題に積極的に取り組み、少しでもプラスになるような方向で、非営利法人法制の再構築にしっかりと取り組んでいただきたい。

(高宮理事) 公益法人界、我々の仲間がこういった状況をどう受け止めるのかを考えたい。今回の流れはきわめて良い形でインパクトを与えていると受け止めたが、公益法人界、我々の仲間がこのような公益法人協会の活動、取り組みをどう受け止めてくれているのか、非常に足りない部分があるのではないかと感じる。我々の財政基盤である会員の数の問題がある。先ほど会員数の報告があつたが、行ったり来たりしながらも全体感としては非常に少ない数しかない。また退会理由を見ても直接的なメリットがないと回答している。しかしながら、各財団の経営層のマインドは直接的なメリットというものとは違う感覚を持っていると思う。公益法人界のトップに対し公益法人協会の大事な活動をいかに訴え、理解してもらうか。それが社会にとって大事であり、業界全体をどうしていくかをそれらの人たちに響かせることが大切。広報の一環となると思うが、このような活動に力を入れることにより、我々の財政基盤をもっと強くしていく。団体としての数を大きくしていくことを、もう少し力を入れていくべきではないか。そうすれば、会員数が業界全体から見たらまだまだマイナーじゃないかといったような状況から脱することができるのではないか。

### ③ 創立50周年記念事業の状況 (長沼理事)

一昨年12月から募金を開始した標題事業は、前年度末に一千万円の目標をクリアし6月8日現在、1,035万円のご寄附を頂戴している。

記念シンポジウムは「多様化する社会と公益法人の可能性」(仮題)と題し、本年10月

18日、日本教育会館で開催する予定である。シンポジウムは3つのセッションから構成され、閉会后には（公財）日本フィルハーモニー交響楽団のご協力を得て、別会場で小コンサートを開催予定である。ご登壇いただく方も来賓を除き内諾済みであり、7月には募集を開始したい。また、「写真でたどる公益法人協会」を制作して、シンポジウム当日に会場で配布予定である。50年史本体は、今年度末までに刊行の予定である。

④ 2022年度入退会の状況（長沼理事）

本年4・5月の入退会数は、入会18件、退会4件の差し引き14のプラス。過去3か年と比べても好調な滑りだしと言える。セミナー事業を担当している事業推進室における会員勧誘の効果が上がってきているのかと思われる。今年度は、入会50件、純増30件を目標としている。

⑤ その他職務執行報告

上記③までに報告した以外の職務執行の項目について、別添の配布資料を元に説明があった。報告者はそれぞれ、公1「普及啓発」（出版、Web、国内外連携）及び公2「支援・能力開発」（相談室、セミナー、機関誌、情報公開、団体保険）が鈴木副理事長及び長沼理事、公3「調査研究・提言」（各種研究会等、提言・要望活動）が雨宮理事長、鈴木副理事長及び長沼理事、「法人管理」（会員、社内システム等）が長沼理事であった。

また、雨宮理事長より、今月28日の定時評議員会後に開催を予定していた臨時理事会は、決議の省略の方法に替えてご同意をご依頼するが、議題は、代表理事他の選定、7月以降の役員報酬額等である旨の説明があった。

以上をもって議案の審議等を終了したので、16時05分、議長は閉会を宣し、解散した。

以上、この議事録が正確であることを証するため、出席した代表理事及び監事は記名押印する。

令和4年6月9日

代表理事 時枝 孝子（雨宮孝子）

代表理事 鈴木 勝治

監 事 谷村 啓

監 事 中田 ちず子

監 事 平川 純子